

令和2年4月27日

お客様各位

西中国信用金庫

「緊急事態宣言発令」に伴う当金庫の業務対応について

いつも当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年4月16日に発令された政府の緊急事態宣言を受けまして、お客様と当金庫職員の安全を最優先に考え、感染拡大の抑止のため、以下の対応を行なっております。

お客様におかれましては、ご不便をお掛けする場合もあろうかと存じますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 営業業務について

令和2年4月24日現在、当金庫職員には感染症・濃厚接触者が発生していないこと、および事業の公益性から通常どおり営業しております。

また、感染予防のため営業時間中の職員のマスク着用につきまして、ご理解のほどお願いいたします。

2. セミナー・イベント・サークル活動の自粛について

感染拡大の起点とならぬよう、濃厚接触の可能性のあるお客様向けセミナー・イベント・サークル活動やお取引先との会合などについて、原則として当面の間全て中止させていただいております。参加者ならびに関係者の健康と安全を考慮しての判断でございます。

3. 外訪活動の自粛について

感染拡大を抑止するため、当面、当金庫渉外担当者のご訪問を極力自粛させていただきます。急ぎのご用件等で訪問させていただく場合には、事前にお電話等でお客様のご了解をいただいたうえで訪問させていただきます。

また、お客様が当金庫職員にご用件がある場合には、お気軽にお取引店までご連絡ください。

4. 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口の設置について

感染拡大の影響を受けて、売上高の減少・資金繰り等のご相談に柔軟に対応すべく、事業性融資を取り扱う店舗に相談窓口を設置しております。ご相談については何なりとお近くの当金庫本支店の相談窓口にお問合せ願います。

(本件に関するお問い合わせ先)

西中国信用金庫 総務部

電話083-223-4932